

第13回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和4年2月25日（金）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂ABC

1 出席委員

【農業委員】（14名）

1番 原田 義一	3番 佐々木京子	4番 柿元 信次	5番 川本 聖光	6番 野上 省三
8番 青葉 真	9番 河崎 健	10番 宮崎 龍生	11番 玉田 一	14番 中田 善喜
15番 林 秀司	16番 佐々森義見	17番 渡辺 弘之	18番 奥迫 忠幸	

【農地利用最適化推進委員】（-名）

2 欠席委員

農業委員（5名）

2番 三浦委員、7番 岡本委員、12番 高橋委員、13番 大崎委員、19番 松山委員

農地利用最適化推進委員（18名）

1番 前田 正典	2番 徳田マスエ	3番 永見 繁廣	4番 小谷 保雄	5番 小川 明人
6番 領家 悟	8番 岡本 正文	9番 藤若 裕香	10番 橋本 安延	11番 串崎 美之
12番 小松原常雄	13番 渡邊 弘登	14番 河野 恒弘	14番 近重 邦昭	16番 田村 邦麿
17番 岡田 勝	18番 大谷 数義	19番 長野 昭三		

3 提出議案

○議案

- 議第1号 農用地利用集積計画の策定について
- 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第5号 転用統制外証明願について

○報告事項

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 木屋事務局長、岡本農地係長
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

<p>議長</p>	<p>おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>先月は、初めてテレビ会議システムを利用して総会を開催させていただきました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。</p> <p>今回も、新型コロナ感染対策のため、農業委員のみの開催とさせていただいております。引き続きのご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから第 13 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席でございますが、 2 番 三浦委員、 7 番 岡本委員、12 番 高橋委員、13 番 大崎委員 19 番 松山委員 以上 5 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、 3 番 佐々木委員、 4 番 柿元委員 です。 よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事に入ります。 議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について議決を求めます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、議決をいただきたいと思っております。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表に、農業者の皆さまからの申し出に基づいて策定した計画を掲載しております。</p> <p>申し出のありました利用権設定は、「25 件、43 筆、43,236 ㎡」で、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたしました。</p> <p>公告日は 2 月 28 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和 4 年 3 月 1 日以降としております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりました。 皆様方の中で、何かご意見等がございましたら、お願いいたします。</p> <p>ございませんでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、採決に入らせていただきます。</p> <p>それでは、今回の農用地利用集積計画（案）につきまして、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>

委 員	～ 全委員 挙手 ～
議 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理をいたします。
議 長	続きまして、議第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第 3 条申請について、説明いたします。</p> <p>1 号は、金城町七条の田、1 筆、934 m²です。場所は、〇〇です。 譲り渡し事由は、「高齢となり耕作が困難なため」、譲り受け事由は「申請地の隣接地に居住しており経営規模を拡大」するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます「権利取得後の農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件」から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>2 号の案件は、先月の総会において、農地付き空き家の「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の指定する要件」をご報告した案件で、土地の所在、場所は先月総会と同様です。 取得後は果樹栽培をされると伺っており、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件を満たしていると思われれます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>1 号について、13 番 大崎委員 ですが、本日欠席でございますので、事務局のほうからお願いいたします。</p>
事務局	特に問題は無いので、よろしくお願ひしますと伺っております。 よろしくお願ひいたします。
議 長	2 号について、11 番 玉田委員 お願いいたします。
玉田委員	先月の現地確認の時に、事務局と串崎推進委員と確認に行った案件でご

	<p>ございます。特に問題は無いと思われまますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>第 3 条申請について、説明がございました。皆様方からご意見なりご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>ございませんでしょうか。</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 全委員 挙手 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員挙手でございますので、許可といたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第 3 号、農地法第 4 条の規定によります許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条申請について、説明いたします。</p> <p>土地の所在は、下有福町の田、1 筆、139 m²です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、「農用地区域外、都市計画区域外」であるため、第 2 種農地でございます。</p> <p>転用目的は個人住宅で、昭和 56 年から 57 年頃に既に完了しているため顛末書が添付されておりまして、資金証明の添付はありません。</p> <p>なお、「盛土の流出を防ぐため、隣接地との間にはコンクリートブロックを設置、雨水等はコンクリート側溝へ流す。申請者の所有する周辺に農地はあるが耕作しておらず、被害の恐れはないと思われるが、問題が生じた場合には関係当事者間で話合いの上、責任を持ってこれに対処する。」と申請されています。</p> <p>以上 1 件でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>1 号につきまして、14 番 中田委員 お願いします。</p>
中田委員	<p>先般、市の担当者及び推進委員さんと現場のほうの確認に参りました</p>

	<p>が、図面を見ていただいたとおり、特に問題になるところもございませんので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>第 4 条申請につきまして、説明が終わりました。何かご意見なり、ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>ございませんでしょうか。</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第 4 条の規定によります許可申請について、ご承認いただけます委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 全委員 挙手 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員挙手でございますので、許可といたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第 4 号、農地法第 5 条の規定によります許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条申請について、説明いたします。</p> <p>まず、1～4 号は、三隅町岡見の田、1 筆、522 m²ほか 3 件です。</p> <p>内容は、〇〇工事施工に伴います仮設備用地について、工事の遅れにより期間延長して使用するという申請でございます。</p> <p>続きまして、5 号は、三隅町古市場の田、1 筆、330 m²です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>この申請地は、農業振興地域除外手続き中で、除外後は「農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なし」であるため、第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は個人住宅で、資金証明については金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>なお「周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。」と申請されています。</p> <p>続きまして、6～9 号は、国分町の畑、1 筆、236 m²ほか 3 件で、2 名の譲受人と 1 名の譲渡人から申請されています。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農業振興地域除外手続き中で、除外後は「農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なし」で、「道路、下水道、鉄道の駅などの公共</p>

	<p>施設等の整備の状況がある程度まで達している区域」であるため、第3種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、個人住宅及び進入路で、資金証明は残高証明を添付されており、「雨水及び生活排水は進入路を經由し隣接する市道側溝へ放流する。」とされています。</p> <p>なお、「〇〇番」は共有して使用するもので、登記上それぞれに申請しなければならないため、両者から申請されております。</p> <p>続きまして、10号は、三隅町東平原の田、1筆、426㎡です。 場所は、〇〇です。</p> <p>この申請地は、農業振興地域除外手続き中で、除外後は「農用地区域外、都市計画区域外」であるため、第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は個人住宅で、資金証明については金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>なお「申請地は集団的な農地と離れているため、周辺に存在する農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れはないと思われませんが、万が一問題が生じた場合には、責任をもってこれに対処します。」と申請されています。</p> <p>続きまして、11号は、金城町入野の田、2筆、1,714㎡です。 場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農業振興地域除外手続き中で、除外後は「農用地区域外、都市計画区域外」であるため、第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は駐車場で、資金証明については通帳の写しを添付されています。</p> <p>なお「申請地は集団的な農地と離れているため、周辺に存在する農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れはないと思われませんが、万が一問題が生じた場合には、責任をもってこれに対処します。」と申請されています。</p> <p>5条申請につきましては、以上11件でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議 長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたら、お願いいたします。 1～4号と5号について、17番 渡辺委員 お願いいたします。</p> <p>渡辺委員 先日17日に現地を確認いたしました。岡見のほうも〇〇の関係で今、少し遅れているということで延期の関係、また、古市場のほうは個人の住宅を造るということで、特に問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議 長 6～9号について、14番 中田委員 お願いいたします。</p>
--	--

中田委員	先般、市の担当者と推進委員さんと現地確認に参りましたが、航空写真で見ていただいたとおり、現地はもう住宅化しておりますので、特に問題は無いと思います。よろしくお願いたします。
議 長	10号について、11番 玉田委員 お願いいたします。
玉田委員	ご覧いただきますとお分かりだと思んですが、親子関係での贈与となっております。現地を2月17日に串崎推進委員さんと事務局の方と確認いたしました。 問題は無いと思っておりますので、よろしくお願いたします。
議 長	11号につきましては、7番 岡本委員 ですが、本日欠席でございますので、事務局のほうからお願いたします。
事務局	この件につきましては、特に問題は無いので、よろしくお願いたしますと伺っております。よろしくお願いたします。
議 長	以上で、第5条申請、11件ございましたが、全て説明がおわりました。皆様方から、ご意見なりご質問がございましたらお願いいたします。
議 長	ございますでしょうか。 無いようですので、採決に入ります。 第5条申請につきまして、ご承認いただけます委員の方の挙手をお願いいたします。
委 員	～ 全委員 挙手 ～
議 長	ありがとうございました。 全員挙手でございますので、許可といたします。
議 長	続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	転用統制外証明願について、説明させていただきます。

	<p>1と2号、まとめて説明させていただきます。</p> <p>申請地は、1号が「三隅町井野の3筆の田畑、3,344㎡」、2号が「三隅町井野の1筆の田、2,175㎡」です。場所は、〇〇です。</p> <p>証明願の内容は「昭和年月日不詳より耕作しておらず、山林となっており、農地への復旧は困難な状況」と申請されています。</p> <p>続きまして、3号は、「河内町の1筆の畑、1,570㎡」です。場所は、〇〇です。</p> <p>「昭和年月日不詳より耕作しておらず、現況原野となっており、農地への再生は困難」と申請されています。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>1～2号について、6番 野上委員 お願いします。</p>
野上委員	<p>先日、事務局さんと領家さんと4名で現地に行きましたけども、もう大藪で現場を見ることは不可能な場所でした。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>3号につきましては、担当委員さんが欠席でございますので、事務局から補足説明がございましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>長野推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>委員からは、「かなり以前から耕作放棄で、現地へ行くことは困難であり、証明することについて問題ないと思われる。」とご確認いただきました。</p>
議 長	<p>転用統制外証明願につきましては、全て説明が終わりました。何かご意見なりご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>ございませんでしょうか。</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>転用統制外証明願について、ご承認いただけます委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 全委員 挙手 ～</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 全員挙手でございますので、許可といたします。</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項につきまして、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>「認定電気通信事業者等が行う農地転用届」について、説明いたします。 届出地は、三階町の1筆の畑、122㎡のうち85㎡です。場所は、〇〇です。 この届出は、特別高圧送電線張替及びこれに伴う除去工事のための作業用地として一時使用するためのものです。工事予定期間は、令和4年2月から令和4年3月までとなっております。</p> <p>続けて、説明させていただきます。 現在、農地の「利用意向調査」を行っております。 皆さんが「農地パトロール」を行っていただいた結果をもとに、「利用意向調査書」を農地所有者の皆様へ送付しております。 今回の利用意向調査は、国の指導により、「再生困難な農地と耕作中の農地」を除く全筆調査ということで、対象農地は「約2,000筆、約850名」の方に送付しております。 昨年の「約130筆、77名」に比べ、10倍以上の農地所有者へ確認・回答をお願いしております。 なお、良い条件の農地を「耕作又は農地中間管理機構等を通して貸借されない」で放置した場合や、意向調査の回答が無いものにつきましては、場合によっては、固定資産税が増額されることがあります。農地の固定資産税はもともと軽減されているのですが、軽減されなくなり約1.8倍になります。 調査の提出期限は、2月末ということで、現在、非常に多くの方から問い合わせが来ております。 農業委員の皆様にも問い合わせがあるかと思いますが、ご協力をお願いいたしますとともに、農業委員会へ問い合わせ下さいというふうに言っていただければと思います。よろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>以上で報告が終わりましたが、何かこれらの件について、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
野上委員	<p>利用意向調査ですが、耕作可能な農地という意味で出されたのでしょうか。 うちの近所で、家の近くの段々畑をどうするのかと聞かれたということなのですが。</p>
事務局	<p>皆さんに農地パトロールをして調査していただいたものを、耕作できる農地、再生困難な農地、遊休農地などに分類した上で送っております。</p>

	農地の所在がはっきりしていないものもあり、航空写真も併せて送らせていただいておりますが、場所が入れ違っているものもあります。
野上委員	いわゆる草刈りはするけれども、新たに耕作するのは不可能な場所です。
事務局	非農地とか再生困難な所には当たらないという判断で送らせていただいております。同じようなお問合せは、かなりいただいております。
議 長	今のような場所には、非農地証明を出すというのはどんなでしょうか。
事務局	非農地証明、または、浜田市ではまだやっておりますが、非農地判断という方法もあるかと思えます。
議 長	野上委員さん、そこはもう耕作はできない所ですか。
野上委員	無理だと思います。草刈り等はされているので、保全管理だと思います。
議 長	そうしたら、今のような状況を書いて送ったらどうですか。
事務局	それでもよろしいですし、再生可能な農地と思われる場合は「①中間管理機構に預ける」でもよろしいかと思えます。
議 長	野上委員、よろしいですか。
野上委員	わかりました。
議 長	本日欠席の農業委員さんと推進委員さんには、問い合わせ等があるかと思えますので、今日の資料を送って周知するよう、よろしく願いいたします。
佐々森委員	駐車場になっている所について、耕作していますか、していませんか。耕作できる状況ですか、どうですか。という質問があつて、じゃあ、耕作とは何ですか。耕作というのは、耕して作物を作るということであり、草刈りして保全管理しているというのは、耕作ではないと思うんですが、

	<p>どうですか。</p>
事務局	<p>耕作というのは、耕して作物を作ることです。 農地パトールでは、保全管理と合わせて、遊休農地ではないと判断されているものが多いです。 来年度以降のところ、統一するようにやっていきたいと思います。</p>
議長	<p>確かに難しい点はございますが、推進委員と一緒に、研修を含めて点検をさせていただきたいと思いますので、事務局とまた相談させて下さい。 その他、ございますでしょうか。</p>
野上委員	<p>この総会が、今年は水曜日が多かったと思うんですが、日程はどのように決められているのですか。</p>
事務局	<p>基本的には、毎月 26 日とするようにしています。会場の空き具合もありますし、26 日が土日の場合はその前後となります。</p>
佐々木委員	<p>2 月 21 日の農業新聞に、「農地の林地化支援」というのが出ていて、「鳥獣緩衝帯」ということで。私たちは、中間管理機構も農業委員会も田畑を守るために仕事をしてきたと思うんですが、農地に木を植えようという提案なんです。今、鳥獣害対策で地域で頑張っている方々も、柵を構えているのを見て回る人材も減っているし、見て回るのも大変だということらしいです。 荒廃農地に木を植えることが鳥獣害を防ぐことになるのかどうか、私は理解力が無いので。 今後、市町村で対策をされることになるんでしょうが、それに中間管理機構や農業委員が関わらなくてはならないという、何か逆行している思いがして、ちょっとびっくりしています。 そのことについて、市町村でお考えになるとは思いますが、このことを皆さんにお伝えしたいと思って発言しました。</p>
議長	<p>その他、ございませんでしょうか。 無いようでございますので、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>それでは、しまね農業振興公社の植本さん、報告事項をお願いします。</p>
農業振興公社 植本	<p>(報告事項)</p>

議 長	<p>その他全体を通じまして、ご意見なりご質問はございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>「活動記録簿」の提出がまだの方は、提出をお願いいたします。 4月から2月までの記録を、3月に提出していただきます。</p>
議 長	<p>今日、皆様方のほうに手帳をお配りしております。 以前、農地パトロールの時に竹林から出て、農業委員だと信用されなかったケースがあったんです。パトロールの時には絶えず持っておいていただきますと、やかましく言われる場合もありますので、身分証明として活用していただければと思います。</p>
議 長	<p>それでは、以上を持ちまして、第13回総会を終わらせていただきます。 どうも、ありがとうございました。</p>

終了 午前10時30分